

生涯スポーツ普及活動支援費交付要項

1 目的

定款第4条第1項第2号及び第4号に基づき、加盟団体及び地域のスポーツ組織の普及・発展を支援する。

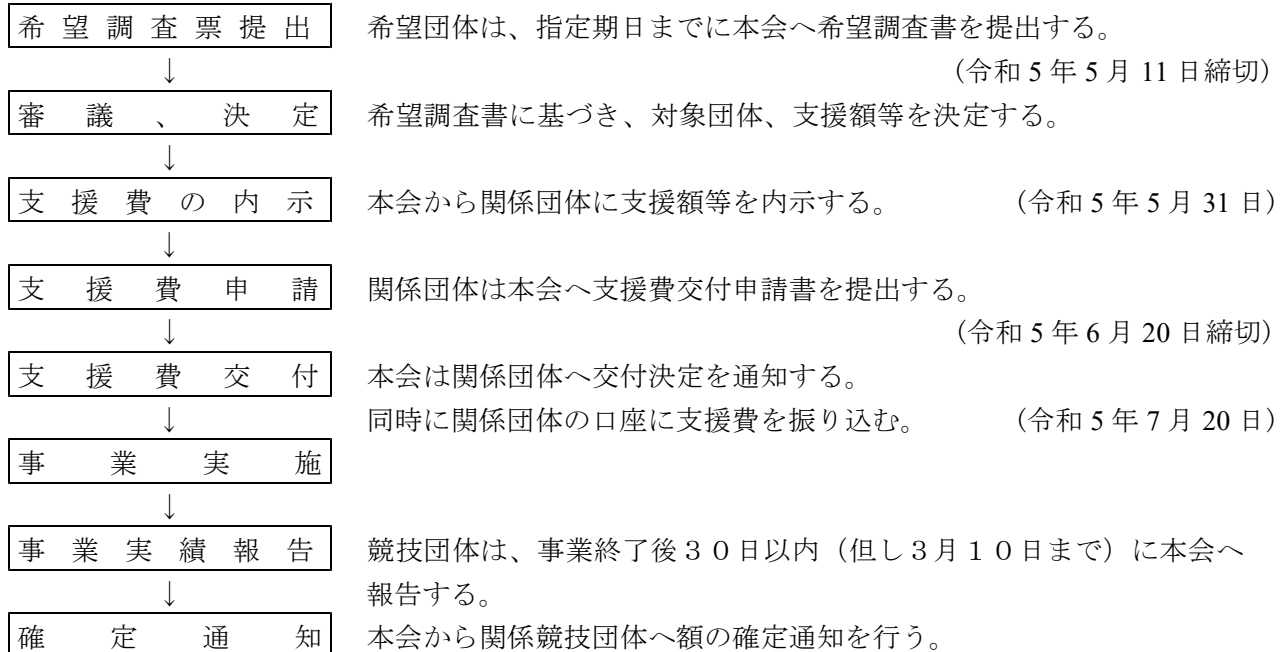
2 助成対象 国体種目外加盟競技団体及び登録した総合型地域スポーツクラブ（登録クラブ）が行う下記の取組

- (1) 多世代を対象とする競技体験イベント・教室・大会（地域から県内規模のものまで）
- (2) 障がい者と健常者のスポーツ交流・体験イベント・大会（地域から県内規模のものまで）
- (3) オリ・パラ等の関係者による講話・シンポジウム・クリニック
- (4) その他目的に合致すると認められる事業

3 助成対象経費等

- | | | |
|------------|-----------------------|--|
| (1) 旅費 | 講師、役員、補助員等 | |
| (2) 使用料賃借料 | | |
| (3) 報償費 | 講師 | 原則、1回20,000円/1人を上限とする。
※上限を超える報償費については要相談とする。 |
| | 役員・審判・補助役員 | 原則、1回2,000円/1人を上限とする。 |
| (4) 食糧費 | 弁当代等 | |
| (5) 需用費 | 消耗品費、指導者・参加者の水分補給用飲料等 | |
| (6) 役務費 | 通信運搬料、振込手数料、傷害保険料等 | |

4 事務手続き



6 支援費は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。